

農林水産商工委員会資料

(農林水産部所管分)

■報告事項

①水産業における諸課題について

… P 1～3

令和3年10月25日
農 林 水 産 部

水産業における諸課題について

【水産課】

1. JFしまねに対する過料処分申し立てについて

漁業協同組合は、組合において不祥事件が発生したことを知った場合、知ってから一月以内に不祥事件の届け出を行政庁に行う必要。（違反した場合、組合の役員に50万円以下の過料【水協法】）

JFしまねは、職員の横領（約11年間にわたり約5,700万円横領）を令和2年11月初旬に知ったが、行政庁への届出は令和3年5月27日と一月を大きく遅延。

令和3年10月21日、県は、松江地方裁判所に申し立て（通知）、同日受理。

- 違反した者
漁業協同組合JFしまね 代表理事会長 岸宏
- 今後の予定
裁判所において、過料の裁判手続が進められる。

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抜粋）

第二百六条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一～十一 〔略〕

十二 その他農林水産省令（信用事業又は倉荷証券に関するものについては、主務省令）で定める場合に該当するとき。

第三十条 次に掲げる場合には、組合の役員、〔中略〕は、五十万円以下の過料に処する。

一～四 〔略〕

五 〔中略〕第二百六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）（抜粋）

第五十一条 法第二百六条第十二号の主務省令（〔略〕）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十七 〔略〕

十八 組合、〔中略〕において不祥事件（〔略〕）が発生したことを知った場合

十九～二十 〔略〕

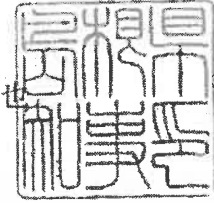
2 〔略〕

3 第一項第十八号に規定する不祥事件が発生したときの届出は、当該不祥事件の発生を組合若しくは連合会が知った日から一月以内に行わなければならない。

水 第 458 号
令和3年10月21日

松江地方裁判所 御中

島根県知事 丸 山 達
(農林水産部水産課)



過料事件通知書

下記の者については、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第130条第1項第5号の規定に掲げる事実があったため、同条により、50万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知いたします。

記

1. 違反者の氏名及び住所地

漁業協同組合JFしまね 代表理事会長 岸 宏
島根県松江市鹿島町御津429番地

2. 事件の概要

違反者は、職員が横領を行った不祥事件を令和2年11月初旬に知り、令和3年5月24日に調査報告書を、令和3年5月27日に漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第51条第1項第18号に規定する不祥事件届出書を島根県知事に提出した。

このことは、漁業協同組合は、組合において不祥事件が発生したことを知った場合には、知ってから一月以内に行政庁に届け出なければならないと定めている、同命令第51条第3項に違反しており、届け出について定めている水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第126条第12号に違反していると思料される。

これが、過料に処すべき事由である。

3. 事件の概要に係る添付資料

(1) 違反者から提出があった不祥事件届出書の写し

- ① 令和3年5月24日に提出のあった調査報告書（写し）
- ② 令和3年5月27日に提出のあった届出書（写し）
- ③ 令和3年6月11日に提出のあった報告書（写し）

4. 参考資料

なし

5. 本件照会先

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県農林水産部水産課 課長 染川 洋 又は 調整監 原 修一

電話 0852-22-5311 又は 5950

以上